地域のお祭り・イベントに出店される食品関連事業者の皆さんへ

あらかじめ別の場所で調理加工して、容器包装した食品を販売する場合には、食品表示法及び食品表示基準に従った食品表示が必要です。



客の求めに応じ、**その場で**調理加工した食品、量り売りの食品には、食品表示を行う義務はありません



●【表示例】
焼き菓子

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉（国内製造）、ショートニング、砂糖、バター、鶏卵、植物油脂、／膨張剤、乳化剤（大豆由来）
内容量	15個
賞味期限	20△△.●.〇
保存方法	直射日光、高温、多湿を避けてください
製造者	有限会社　安松商店 島根県〇〇市～～△一■

表示に用いる活字の大きさは原則8ポイント以上

「栄養成分表示」として
①熱量②たんぱく質③脂質④炭水化物
⑤食塩相当量　の５項目を、順に表示

栄養成分表示 １個当たり	
熱量	３７kcal
たんぱく質	０．４ｇ
脂質	２．０ｇ
炭水化物	４．４ｇ
食塩相当量	０．０５ｇ

単位に注意！

この表示値は、目安です

表示値が「許容差の範囲」に収まることが困難な場合は、この文言を近接して表示する



食品表示基準の改正により**アレルゲンの表示項目が変更**されました（令和8年4月現在）

・表示が義務付けられたアレルゲン（特定原材料　９品目）
　えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、ピーナッツ（落花生）
・表示が推奨されるアレルゲン（特定原材料に準ずるもの　20品目）
　アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

- <u>食品関連事業者以外</u>の販売者が、容器包装に入れられた加工食品を販売する場合、「原材料名」、「内容量」及び「栄養成分表示」の表示を省略することができます。
- 食品により義務付けられた表示事項が異なる場合もあります。
- 不明な点があれば、最寄りの保健所にご相談ください。

松江保健所　食品衛生課
食の安全係　☎0852-67-7570

令和8年4月作成

地域のお祭り･イベントで食品を提供する一般の皆さんへ

あらかじめ別の場所で調理・加工して、容器包装した食品を販売する場合には、食品表示法及び食品表示基準に従った食品表示が必要です。

- 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する場合、以下の項目は省略できます
  - 原材料名
  - 内容量
  - 栄養成分表示





【主な表示必須事項】
①名称
②保存の方法
③消費期限又は賞味期限
④添加物
⑤製造所(加工所)所在地、及び製造者(加工者)の氏名又は名称
⑥アレルゲン※
⑦L-フェニルアラニン(又はアスパルテーム)を含む旨
⑧遺伝子組み換え食品に関する事項
⑨その他、食品ごとに定められた事項　等

※表示が義務付けられたアレルゲン
（特定原材料　９品目）
えび、カシューナッツ、かに、くるみ、
小麦、そば、卵、乳、ピーナッツ（落花生）
使用した材料に含む場合も表示しましょう

●【表示例】焼き菓子

●名称：焼き菓子
●添加物：膨張剤、乳化剤
●アレルゲン：一部にくるみ、小麦、卵、乳成分を含む
●賞味期限：20××.●.〇
●保存方法：直射日光、高温、多湿を避けてください
●製造者：松江　安子
島根県〇〇市～～△ー■

表示に用いる活字の大きさは原則8ポイント以上です

客の求めに応じ、その場で調理加工した食品、量り売りの食品には、食品表示を行う義務はありません



- 食品により義務付けられた表示事項が異なる場合もあります。
不明な点があれば、最寄りの保健所にご相談ください。

令和8年4月作成

松江保健所　食品衛生課
食の安全係　☎0852-67-7570